

居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

<2025年11月1日現在>

1.【事業の目的】

株式会社Life8が開設する介護相談処お陽さま（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業および介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅介護支援等を提供することを目的とする。

2.【運営の方針】

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては利用者の心身の状態やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては利用者の意思および人格を尊重し、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
 - ① 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることを利用者および家族に対して説明する。
 - ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能であることを利用者および家族に説明する。
- (4) 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関、相談支援事業者等との連携に努める。
 - ① 入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。
 - ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。
 - ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。
 - ④ 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

3.【事業所の名称等】

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称 介護相談処 お陽さま

所在地 多治見市小名田町7丁目59 M-PLACE1

4.【職員の職種、員数および職務の内容】

事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

管理者1名（常勤兼務1名）管理者は事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行う。

主任介護支援専門員2名（常勤兼務1名・常勤専従1名）

介護支援専門員5名（常勤5名）介護支援専門員は指定居宅介護支援・介護予防支援の提供に当たる。

5.【営業日および営業時間】

事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし祝日および12月30日から1月3日まで、会社休業日を除く）

営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。（24時間連絡体制あり）

6.【居宅介護支援の提供方法、内容および料金等】

(1) 指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

利用者の相談を受ける場所	第3条に規定する事業所内等
使用する課題分析票の種類	課題分析標準項目アセスメント
サービス担当者会議の開催場所	利用者の自宅・第3条に規定する事業所内等
介護支援専門員の居宅訪問頻度	(要介護) 1か月に1回以上 (要支援) 3か月に1回以上 自宅に訪問しモニタリングを行い状況を記録する。

(2) 第7条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。(1キロメートルにつき20円)

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

7.【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

多治見市・土岐市・可児市

8.【事故発生時の対応】

(1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9.【苦情処理等】

(1) 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

(2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(3) 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(4) 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(5) 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

10.【個人情報の保護】

(1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ◇ 介護相談処 お陽さまによる適切な居宅介護支援の提供のため
- ◇ 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ◇ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ◇ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携(サービス担当者会議など)照会への回答のため
- ◇ 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため

- ◇ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ◇ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ◇ 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ◇ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ◇ **岐阜県介護支援専門員実務研修見学実習受入のため**
- ◇ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ◇ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ◇ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ◇ その他、特に目的を特定の上同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

11.【虐待防止に関する事項】

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12.【業務継続計画の策定等】

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13.【衛生管理等】

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

14.【身体拘束】

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

15.【介護現場におけるハラスメント対策】

職員による利用者・家族等へのハラスメントおよび利用者・家族等によるハラスメント防止に向け、次の対策を行います。

下記の点をサービス利用者・家族等に周知します

- ・ 事業所が行うサービスの範囲及び費用
- ・ 職員に対する金品の心づけのお断り

- ・サービス提供時のペットの保護（ゲージに入れる、首輪でつなぐなど）
- ・サービス内容に疑問や不満がある場合、または職員からハラスメントを受けた場合は気軽に管理者に報告いただく
- ・職員へのハラスメントを行わないこと（カスタマーハラスメントに対する行動指針参照）

16. 【その他運営についての留意事項】

(1) 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明と提案選択制の対象となる福祉用具について、福祉用具専門相談員が【貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できること】を利用者等に対し、十分説明すること。

利用者の選択に当たり、必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえて提案を行うこと。

(2) 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後3ヶ月以内
継続研修	年2回以上

(3) 従業者は業務上知り得た利用者またはそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

利用者またはそのご家族からあらかじめ文書「個人情報に関する同意書」で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者またはご家族の個人情報を用いない。

従業者であった者に業務上知り得た利用者の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

1. この規定に定める事項のほか運営規定に関する重要事項は、株式会社Life8と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

17 【当事業所の概要】

名称・法人の種別：株式会社 Life8

代表者役職・氏名：代表取締役 立山 洋一

所在地 岐阜県可児市星見台1丁目76番地

法人の事業：指定居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 介護相談処お陽さま

私は契約書および本書面により事業者（介護支援専門員 _____）から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

また、個人情報の取り扱いに関しても十分理解のうえ同意します。

上記内容を確認するため、本書2通を作成し、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

<利用者氏名> _____

<家族代表氏名> _____

<代理人氏名> _____